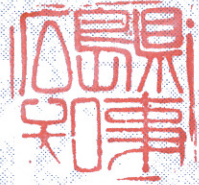


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県尾道市高須町東新涯4810番地5
氏名 有限会社 モトヒロ
代表取締役 元廣 千里

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成26年2月7日
許可の有効年月日 平成31年2月6日

1 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい及びがれき類（これらのうち廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年2月25日 更新許可

5 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。